工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１（施工体制一般・配置技術者）　　（監督職員）

Ⅰ施工体制一般

考査項目	細別	a	b	c	d	e
１施工体制	Ⅰ施工体制一般		□ 施工体制が適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 施工体制がやや不備である	□ 施工体制が不備である

対象　合否「評価対象項目」

□ □ 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。
□ □ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。
□ □ 品質証明が、写真及び資料等で確認でき、品質証明の時期・確認項目が工事全般にわたり、よく把握されている。
□ □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
□ □ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図が現場及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致している。
□ □ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
□ □ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他(内容：　　)

※ 該当項目が８０%以上・・・・・・・b
該当項目が６０%～８０%未満・・・c
該当項目が６０%未満・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。

※ 上記該当があれば・・・e

Ⅱ配置技術者（現場代理人等）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
	Ⅱ配置技術者（現場代理人等）	□ 技術者が適切に配置されている	□ 技術者がほぼ適切に配置されている	□ 他の事項に該当しない	□ 技術者の配置がやや不備である	□ 技術者の配置が不備である

対象　合否「評価対象項目」

□ □ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
□ □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。
□ □ 書類整理、資料整理が適切に処理されている。
□ □ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。
□ □ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
□ □ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
□ □ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
□ □ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
□ □ 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
□ □ 現場作業において労働安全衛生規則で定める作業に作業主任者を選任し配置している。（労働安全衛生規則第１４条関係）
□ □ 専門技術者を専任し、配置している。（建設業法第２６条の２関係）
□ □ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他(内容：　　)

※ 該当項目が９０%以上・・・・・・・・・a
該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b
該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c
該当項目が６０%未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。

□ 専門技術者が配置されていない。

※ 上記１項目でも該当があれば・・・d
２項目該当であれば・・・・・・・e

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－２（施工管理・工程管理）　　（監督職員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２施工状況	Ⅰ施工管理		□　施工管理が適切である	□　他の事項に該当しない	□　施工管理がやや不備である	□　施工管理が不備である

対象　合否「評価対象項目」

□ □　契約書第１８条第１項第１号から５号に関わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
□ □　施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ □　施工計画書と現場の施工体制等が一致している。
□ □　施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □　工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。
□ □　品質確保のための対策がみられる。
□ □　日常の出来形管理が適時、的確に行われている。
□ □　日常の品質管理が適時、的確に行われている。
□ □　現場内での整理整頓が日常的になされている。
□ □　使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
□ □　現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□ □　立会確認の手続きが事前になされている。
□ □　工事記録の整備が適時、的確になされている。
□ □　建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（マニフェスト等書類の提出、現場での処理）
□ □　工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
□ □　段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
□ □　「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □　その他(内容：　　)

□　設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
□　施工計画書が工事着手前に提出されていない。
□　定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
□　契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。

※　上記１項目でも該当があれば・・・ｄ
　　２項目以上該当があれば・・・・・ｅ

※　該当項目が８０％以上・・・・・・・ｂ
　　該当項目が６０％～８０％未満・・・ｃ
　　該当項目が６０％未満・・・・・・・ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
	Ⅱ工程管理	□　工程管理が適切である	□　工程管理がほぼ適切である	□　他の事項に該当しない	□　工程管理がやや不備である	□　工程管理が不備である

対象　合否「評価対象項目」

□ □　フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。
□ □　時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。
□ □　現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。
□ □　休日の確保を行っている。
□ □　工程表の内容が検討され充実している。
□ □　夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。
□ □　現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。
□ □　「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □　その他(内容：　　)

□　請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

※　上記該当があれば・・・ｅ

□　自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。

※　上記該当があれば・・・ｄ

※　該当項目が９０％以上・・・・・・・・・ａ
　　該当項目が８０％以上～９０％未満・・・ｂ
　　該当項目が６０％以上～８０％未満・・・ｃ
　　該当項目が６０％未満・・・・・・・・・ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－３（安全対策・対外関係）　　（監督職員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２施工状況	Ⅲ安全対策	□ 安全対策を適切に行った	□ 安全対策をほぼ適切に行った	□ 他の事項に該当しない	□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である

対象　合否「評価対象項目」

□ □ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□ □ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□ □ 安全教育・訓練等を４時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。
□ □ 安全巡視、作業前打合せ（ＴＢＭ）、危険予知活動（ＫＹ）等を実施し、記録を整備している。
□ □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
□ □ 安全管理の臨機の措置を行っている。
□ □ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。
□ □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□ □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理が適正に実施されている。
□ □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理が適正に実施されている。
□ □ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
□ □ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他(内容：　　)

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

※　上記１項目でも該当があれば・・・ｅ

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

※　上記該当があれば・・・・・・・ｄ

※　該当項目が９０％以上・・・・・・・・・ａ
　　該当項目が８０％以上～９０％未満・・・ｂ
　　該当項目が６０％以上～８０％未満・・・ｃ
　　該当項目が６０％未満・・・・・・・・・ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
	Ⅳ対外関係	□ 対外関係が適切であった	□ 対外関係がほぼ適切であった	□ 他の事項に該当しない	□ 対外関係がやや不備であった	□ 対外関係が不備であった

対象　合否「評価対象項目」

□ □ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。
□ □ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。
□ □ 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。
□ □ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
□ □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
□ □ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他(内容：　　)

□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

※　上記該当があれば・・・ｅ

□ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。

□ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。

※　該当項目が９０％以上・・・・・・・・・ａ
　　該当項目が８０％以上～９０％未満・・・ｂ
　　該当項目が６０％以上～８０％未満・・・ｃ
　　該当項目が６０％未満・・・・・・・・・ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　上記該当があれば・・・ｄ

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－４　（出来形）　　（監督職員：土木・水道・農林工事用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３出来形及び出来ばえ

（土木工事用）
（水道工事用）
（農林工事用）</td><td rowspan="2">Ⅰ出　来　形
土 木 工 事
水 道 工 事
農 林 工 事</td><td>□　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０％以内である
※　ばらつきの判断は別図参照</td><td>□　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０％以内である
※　ばらつきの判断は別図参照</td><td>□　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない</td><td colspan="2">□　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　出来形の評定は、工事全般を通じたものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</td><td>□　監督職員が文書で改善指示を行った。

※　上記該当があれば・・・ｄ</td><td>□　契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を行った。

※　上記該当があれば・・・ｅ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□　機械設備工事
□　電気設備工事</td><td>a
□　出来形管理が適切である</td><td>b
□　出来形管理がほぼ適切である</td><td>c
□　他の事項に該当しない</td><td>d
□　出来形管理がやや不備である</td><td>e
□　出来形管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象　合否　「評価対象項目」
□　□　出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
□　□　出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。
□　□　自社の管理基準を設定して、適切に管理している。
□　□　写真管理基準の管理項目を満足している。
□　□　製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲以内であり、満足している。
□　□　製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
□　□　その他(内容：　　)

※　該当項目が９０％以上・・・・・・・・・・ａ
該当項目が８０％以上～９０％未満・・・ｂ
該当項目が６０％以上～８０％未満・・・ｃ
該当項目が６０％未満・・・・・・・・・・ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　監督職員が文書で改善指示を行った。

※　上記該当があれば・・・ｄ</td><td>□　契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を行った。

※　上記該当があれば・・・ｅ</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－５（出来形）　　（監督職員：建築工事用）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
３出来形及び出来ばえ （建築工事用）	Ｉ出　来　形 建 築 工 事 （新築工事） （改修工事）	□ 出来形管理が適切である	□ 出来形管理がほぼ適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 出来形管理がやや不備である	□ 出来形管理が不備である
		対象 合否「評価対象項目」 □ □ 出来形が設計値（設計図書）を満足し、確認できる。 □ □ 出来形管理の記録・資料が適切にまとめられており、確認できる。 □ □ 出来形管理に自主管理目標値を設定しながら適切に管理を行っている。 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 □ □ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 □ □ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 □ □ その他(内容：　　)			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 ※　上記該当があれば・・・ｄ	□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を行った。 ※　上記該当があれば・・・ｅ

※　該当項目が９０%以上・・・・・・・・・ａ
　　該当項目が８０%以上～９０%未満・・・ｂ
　　該当項目が６０%以上～８０%未満・・・ｃ
　　該当項目が６０%未満・・・・・・・・・ｄ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－６（出来形）　　（監督職員：建築工事用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３出来形及び出来ばえ

（建築工事用）</td><td>Ｉ出　来　形
機械設備工事</td><td>□ 出来形管理が適切である</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 出来形管理がやや不備である</td><td>□ 出来形管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">対象 合否「評価対象項目」
□ □ 出来形管理の記録・資料が適切にまとめられている。
□ □ 出来形管理測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。
□ □ 出来形の外観・形状・寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □ 出来形管理に自主管理目標値を設定しながら、適切に管理されている。
□ □ 配管、ダクト、配線等の配置、支持、固定状況が良好である。
□ □ 機器・器具等の仕様に問題なく、堅牢確実に取り付けられている。
□ □ 機器・機具類の納まりがよく、他工事との整合が取れている。
□ □ 保安空間・保守空間の確保及び据付の安全性への配慮がみられる。
□ □ 完了時総合試運転における試験、機能確認が適切に行われた。
□ □ 異音・騒音・振動が少なく、円滑な運転が行われた。

※ 該当項目が９０%以上・・・・・・・・・a
該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b
該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c
該当項目が６０%未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

※ 上記該当があれば・・・d

□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊試験を行った。

※ 上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>電気設備工事</td><td>□ 出来形管理が適切である</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 出来形管理がやや不備である</td><td>□ 出来形管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">対象 合否「評価対象項目」
□ □ 出来形管理の記録・資料が適切にまとめられている。
□ □ 出来形管理において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。
□ □ 計測が求められている現場施工部分の形状、寸法、数量等が設計値以上であり管理がなされている。
□ □ 配管、ケーブルラック、ボックス等の支持・固定等が良く、他工事との調整がなされている。
□ □ ケーブル等の支持、他設備等との離れ等に支障なく、また区画貫通部の処理が適切に行われている。
□ □ 機器・器具等の仕様に問題なく、堅牢確実に取り付けられている。
□ □ 機器・機具類の納まりがよく、他工事との整合が取れている。
□ □ 保安空間、保守空間の確保、据付の安全性への配慮がなされている。
□ □ 完了時総合試運転における試験、機能確認が適切に行われた。
□ □ 点滅、運転・停止等の動作について円滑に機能したことが確認できた。

※ 該当項目が９０%以上・・・・・・・・・a
該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b
該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c
該当項目が６０%未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

※ 上記該当があれば・・・d

□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊試験を行った。

※ 上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－７（出来形）　　（監 督 職 員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
３出来形	Ｉ出　来　形 解 体 工 事	□ 出来形管理が適切である	□ 出来形管理がほぼ適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 出来形管理がやや不備である	□ 出来形管理が不備である
		対象 合否「評価対象項目」 □ □ 出来形が設計値（設計図書）を満足し、確認できる。 □ □ 出来形管理の記録・資料が適切にまとめられており、確認できる。 □ □ 出来形目視確認において、不可視部分の写真が適切である。 □ □ 施工計画書に基づき、適切に出来形管理が行われた。 □ □ 出来形の成果が設計（設計図書）を満足している。 □ □ その他(内容：　　) ※ 該当項目が９０%以上・・・・・・・・・・a 該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b 該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c 該当項目が６０%未満・・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 ※ 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊試験を行った。 ※ 上記該当があれば・・・e

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－８（品質）　　（監督職員：土木・水道・農林工事用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３出来形及び出来ばえ

（土木工事用）
（水道工事用）
（農林工事用）</td><td>Ⅱ品　質
土木工事
水道工事
農林工事</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０%以内である
※　ばらつきの判断は別図参照</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０%以内である
※　ばらつきの判断は別図参照</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　品質の評定は、工事全般を通じたものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</td><td>□　監督職員が文書で改善指示を行った。

※　上記該当あれば・・・ｄ</td><td>□　契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊試験を行った。

※　上記該当があれば・・・ｅ</td></tr>
<tr><td>機械設備工事
・電気設備工事

※上記欄によらず当該欄で評価</td><td>a
□　品質管理が適切である</td><td>b
□　品質管理がほぼ適切である</td><td>c
□　他の事項に該当しない</td><td>d
□　品質管理がやや不備である</td><td>e
□　品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象　合否「評価対象項目」
□　□　品質や性能確保のための製作着工前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。
□　□　材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
□　□　部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。
□　□　機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。
□　□　溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
□　□　塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
□　□　製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
□　□　操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。
□　□　設備の総合性能が設計書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。

※　該当項目が９０%以上・・・・・・・・・ａ
該当項目が８０%以上～９０%未満・・・ｂ
該当項目が６０%以上～８０%未満・・・ｃ
該当項目が６０%未満・・・・・・・・・ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　監督職員が文書で改善指示を行った。

※　上記該当があれば・・・ｄ</td><td>□　契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊試験を行った。

※　上記該当があれば・・・ｅ</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－９（品質）　　（監督職員：建築工事用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３出来形及び出来ばえ

（建築工事用）</td><td>Ⅱ品　質
建 築 工 事
□ （新築工事）</td><td>□ 品質管理が適切である</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象 合否「評価対象項目」
（躯体工事）
□ □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□ □ 材料の品質証明が適切である。
□ □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整理されている。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。

（仕上げ工事）
□ □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□ □ 材料の品質証明が適切である。
□ □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。

※ 該当項目が９０%以上・・・・・・・・・・a
該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b
該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c
該当項目が６０%未満・・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。
□ 耐久性に影響する不良部分の補修がなされている。

※ 上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を行った。

※ 上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>建 築 工 事
□ （改修工事）</td><td>□ 品質管理が適切である</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象 合否「評価対象項目」
□ □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□ □ 材料の品質証明が適切である。
□ □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。

※ 該当項目が９０%以上・・・・・・・・・・a
該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b
該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c
該当項目が６０%未満・・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。
□ 耐久性に影響する不良部分の補修がなされている。

※ 上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を行った。

※ 上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙１－１０（品質）　　（監督職員：建築工事用）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
３出来形及び出来ばえ （建築工事用）	Ⅱ品　　質 □機械設備工事 □電気設備工事	□　品質管理が適切である	□　品質管理がほぼ適切である	□　他の事項に該当しない	□　品質管理がやや不備である	□　品質管理が不備である
		対象　合否「評価対象項目」 （機材） □　□　機材の品質及び形状が、書面等により確認でき設計図書を満足している。 □　□　製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 （施工） □　□　品質計画による品質管理記録が整備されている。 □　□　品質や性能確保のための技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 □　□　施工の品質及び形状が適切で良好である。（溶接、塗装の管理を含む） □　□　機器類の据付・取付等、現場施工の状況が適切である。 □　□　機能の適正性が確認でき、試運転等の記録が整備されている。 □　□　操作制御関係が、所定の機能を有し、必要な安全装置、保護装置の機能が確認できる。 □　□　不可視部分の写真記録が適切である。 □　□　法令・安全・維持管理等に関わる手直し事項が少ない。			□　監督職員が文書で改善指示を行った。 ※　上記該当があれば・・・ｄ	□　契約者第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を実施した。 ※　上記該当があれば・・・ｅ

※　該当項目が９０％以上・・・・・・・・・ａ
　　該当項目が８０％以上～９０％未満・・・ｂ
　　該当項目が６０％以上～８０％未満・・・ｃ
　　該当項目が６０％未満・・・・・・・・・ｄ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１１（品質）　　（監督職員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品　質 解体工事	□ 品質管理が適切である	□ 品質管理がほぼ適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 品質管理がやや不備である	□ 品質管理が不備である

対象　合否「評価対象項目」

□ □ 分別解体及び再資源化等が適切に行われていた。
□ □ 技術管理者による施工の管理が適切に行われた。
□ □ 現場における標識の掲示が適切に行われた。
□ □ 再資源化の完了確認及び「発注者」への報告が適切に行われた。
□ □ 建設廃棄物処理の委託契約書及びマニフェスト２票（A、E）が適切に整備・保管されている。
□ □ 施工計画書に定められた解体計画により管理された。
□ □ 積込・搬出及び不可視部分等の各施工段階の状況が明確に判断できるよう、写真管理が適切に行われた。
□ □ 有害物の処理が適切に行われた記録が整備されている。
□ □ その他(内容：　　)

□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

※　上記該当があれば・・・d

□ 契約書第１７条第２項、第３項に基づき破壊検査を行った。

※　上記該当があれば・・・e

※　該当項目が９０%以上・・・・・・・・・a
　　該当項目が８０%以上～９０%未満・・・b
　　該当項目が６０%以上～８０%未満・・・c
　　該当項目が６０%未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を分母にして、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１２（技術力）　　（監督職員：土木・水道・農林工事用）

考査項目	細別		
４技術力 （土木工事用） （水道工事用） （農林工事用）	Ⅰ技術力 キーワード評価	■ 施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 □ ２．その他(理由：　　)	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、技術力で評価できる場合 ・切土・盛土 15万㎥<Ⅴ ・護岸・築堤高 10m<Ｈ ・ﾄﾝﾈﾙ(ｼｰﾙﾄﾞ) 10m<Φ ・樋門・樋管 15㎡<Ａ ・堰・水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上 ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<Ｈ ・地滑り防止工 100m<Ｗ又は150m<Ｌ ・砂防ダム 30m<Ｈ ・橋梁下部工 高さ30m<Ｈ ・橋梁上部工 最大支間長100m<Ｌ ・ﾄﾝﾈﾙ(NATM) 80㎡<Ａ
		■ 構造物固有の難しさへの対応 □ ３．対象構造物形状の複雑さ（土被り厚さやトンネル線形等を含む） □ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ５．その他(理由：　　)	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・地山強度が低い。また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のため検討が必要な工事。 ・砂防工事等で現地調査に基づき、現場合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。等
		■ 技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８．その他(理由：　　)	・施工場所や構造物の特性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・その他、コンピューターシュミレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 ・提案された工法等が高度技術で評価できる場合。 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応 □ ９．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □１０．軟弱地盤、支持地盤の状況 □１１．河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □１２．雨、雪、風、気温、波浪等の影響 □１３．地滑り等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □１４．その他(理由：　　)	【事例：自然及び地盤条件への対応工事】 ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留めが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工可不能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事(法面は除く) ・斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 ・海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。又作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を使用した工事。 ・貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □１５．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □１６．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □１７．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □１８．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □１９．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約 □２０．現道下で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □２１．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □２２．その他（理由：　　)	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス・水道・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は袴道橋工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は袴道橋工事。 ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 ・供用中の道路（概ね日交通量１万台以上）で片側通行の交通規制をした工事。 ・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 ・支障物件の移設が工程上クリテカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり各種制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きく影響を与えた工事。 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約受けた工事。 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠・有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から１０m以上（１０m以下）での工事。 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■ 施工現場での対応 □２３．災害等での臨機の処置 □２４．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □２５．その他(理由：　　)	
		■ その他 □ ２６．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 (理由：　　)	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
	記述評価 【レ印を付したｷｰﾜｰﾄﾞ項目について評価内容を詳細記述】	**評　点　　点** ※・技術力は加点評価とする。 ・加点は＋１３点～０点の範囲とする。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞの数と重みを勘案して評点する。 １項目２点を目安とするが､内容によってはそれ以上、又はそれ以下の点数を与えても良い。	【技術力のキーワードの詳細】

※１．技術力は、工事全体を通じ、他の類似工事に比べて特異な技術力を要する必要があった場合又は他の模範となる場合に評価するものとする。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、工事担当部長、課長及び主任監督職員、監督職員との合議とし、各考査項目はｷｰﾜｰﾄﾞで大分類し、評価する詳細な技術力を記述する。
※３．技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１３（技術力）　　（監督職員：建築工事用）

考査項目	細別		
４技術力 （建築工事用）	Ｉ技術力 キーワード評価	■ 構造物固有の難しさへの対応 □ １．対象構造物の形状の複雑さ □ ２．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ３．その他(理由：　　)	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・隣接した建築物で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・特殊構造物等における工事で、特許工法等技術的に検討が必要な工事。 ・その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事。 ・提案された工法等が高度な技術として評価できる場合。 ・歴史的建造物で施工に熟練が求められ、かつ、高度な技術として評価できる場合。
		■ 技術固有の難しさへの対応 □ ４．構造及び工法の特殊性 □ ５．新工法及び新材料の適用 □ ６．自発的提案等 □ ７．その他(理由：　　)	
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応 □ ８．湧水の発生、地下水の影響（掘削時） □ ９．軟弱地盤、支持地盤の状況 □１０．地盤条件下等及び作業スペース等の制約 □１１．雨、雪、風、気温等の影響 □１２．地滑り等の地質条件、動植物等、歴史的埋蔵文化財に対する配慮等 □１３．その他(理由：　　)	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】 ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・軟弱地盤上のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 ・貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・試掘したにもかかわらず、歴史的埋蔵文化財の発掘調査が必要となった工事。 ・冬期施工のため、大規模な雪寒囲いをする必要があり、養生温度の管理や施工スペースの確保等に多大の制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □１４．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □１５．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □１６．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約 □１７．現道下で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □１８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □１９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □２０．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □２１．その他（理由：　　）	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・支障物件の移設が工程上クリテカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きく影響を与えた工事。 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約受けた工事。 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠・有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から１０m以上（１０m以下）での工事。 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・近接する工区に複数の請負者（工事）があり、特に困難な調整が必要とされた工事。 ・既存施設の利使用と工事動線が重なる等、工事の実施にあたり各所の制約が発生したにもかかわらず、当初工期内に完成させるなど、工事遂行における対応、調整等が技術として特に評価できる大規模改修工時等。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■ 施工現場での対応 □２２．災害等での臨機の処置 □２３．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □２４．その他(理由：　　)	
		■ その他 □２５．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 (理由：　　)	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
	記述評価 【レ印を付したｷｰﾜｰﾄﾞ項目について評価内容を詳細記述】	**評点・・・・・・・・・点** ※・技術力は加点評価とする。 ・加点は＋１３点～０点の範囲とする。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞの数と重みを勘案して評点する。 １項目２点を目安とするが､内容によってはそれ以上、又はそれ以下の点数を与えても良い。	【技術力のキーワードの詳細】

※１．技術力は、工事全体を通じ、他の類似工事に比べて特異な技術力を要する必要があった場合又は他の模範となる場合に評価するものとする。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、工事担当部長、課長及び主任監督職員、監督職員との合議とし、各考査項目はｷｰﾜｰﾄﾞで大分類し、評価する詳細な技術力を記述する。
※３．技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１４（技術力）　　（監督職員：機械・電気設備工事用）

考査項目	細　別		
４技　術　力 （機械・電気設備工事用）	Ｉ技　術　力 キーワード評価	■　構造物固有の難しさへの対応 □　１．技術固有の難度が高い。 □　２．その他(理由：　　)	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】下記の該当する項目が技術力で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事。 ・特殊なシステムや設備を含む工事。 ・歴史的埋蔵文化財の保存施設等特殊施設。 ・隣接した建築物で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・提案された工法等が高度な技術として評価できる工事。 ・その他特殊工法及び材料等を用いた工事。
		■　技術固有の難しさへの対応 □　３．工種及び工法の特殊性 □　４．新工法（機器類を含む。）及び新材料の適用 □　５．自発的提案等 □　６．その他（理由：　　）	
		■　厳しい施工条件への対応 □　７．厳しい施工条件がある。 □　８．その他(理由：　　)	【事例：施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間制約のある工事。 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制約を受けた工事。 ・既存施設を使用しながら行う大規模な改修工事。 ・施工場所が狭さくな工事。 ・他工事と著しく錯そう（他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等） ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事。 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事。
		■　施工での対応 □　９．高度な技術を発揮した。 □１０．災害防止等で臨機の処置。 □１１．施工状況（条件）の変化に対応した施工・調整等 □１２．その他(理由：　　)	【事例：高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した場合 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等。 ・困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ。 ・酸欠・有毒・可燃性ガス等の対策、又は地上・水面から、１０m以上（以下）での作業が必要となった工事。 ・近接する工区に複数の請負者（工事）があり、特に困難な調整が必要とされた工事。 ・既存施設の利使用と工事の動線が重なる等、工事の実施にあたり各種の制約が発生したにもかかわらず、当初工期内に完成させるなど、工事遂行における対応・調整等が技術として特に評価できる大規模改修工事等。
		■　その他 □１３．その他、施工及び工法等の優れた技術力並びに能力として、評定する必要がある事項 (理由：　　)	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
	記述評価 【レ印を付したｷｰﾜｰﾄﾞ項目について評価内容を詳細記述】	**評　点　：　　点** ※・技術力は加点評価とする。 ・加点は＋１３点～０点の範囲とする。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞの数と重みを勘案して評点する。 １項目２点を目安とするが､内容によってはそれ以上、又はそれ以下の点数を与えても良い。	【技術力のキーワードの詳細】

※１．技術力は、工事全体を通じ、他の類似工事に比べて特異な技術力を要する必要があった場合又は他の模範となる場合に評価するものとする。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、工事担当部長、課長及び主任監督職員、監督職員との合議とし、各考査項目はｷｰﾜｰﾄﾞで大分類し、評価する詳細な技術力を記述する。
※３．技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１５（創意工夫）　　（監督職員：土木・水道・農林工事用）

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
５創意工夫 【軽微なもの】 （土木工事用） （水道工事用） （農林工事用）	Ｉ創意工夫 キーワード評価	■ 準備・後片付け関係 □ １．測量・位置出しにおける工夫 □ ２．その他(理由：　　)	□ □	□ □	□	□	□(　　) □(　　)
		■ 施工関係 □ ３．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ ４．コンクリート二次製品の利用等、代替材の適用と工夫 □ ５．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ ６．部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ ７．設備工事で、加工、組立等の工夫、又は電気工事等の配線・配管等での工夫 □ ８．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ ９．照明・視界確保等の工夫 □１０．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □１１．運搬車両・施工機械等の工夫 □１２．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □１３．施工管理及び品質向上等の工夫 □１４．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　)
		■ 品質関係 □１５．集計ソフト等の活用と工夫 □１６．土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □１７．コンクリート打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来高、品質等） □１８．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □１９．配筋・溶接作業等に関係する工夫 □２０．材料の検査・試験に関する工夫 □２１．施工の検査・試験に関する工夫 □２２．品質記録管理方法の工夫 □２３．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		■ 安全衛生関係 □２４．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等） □２５．安全教育、技術向上講習会、教育・ミーテング、安全パトロール等に関する工夫 □２６．現場事務所、作業休憩所等の居住空間及び設備等の工夫 □２７．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □２８．供用中の道路等事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □２９．作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □３０．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □３１．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　)
		■ 施工管理関係 □３２．盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 □３３．施工計画書及び写真管理等の工夫 □３４．出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 □３５．ＣＡＤ、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用 □３６．その他(理由：　　)	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	□(　　) □(　　) □(　　) □(　　)
		■ その他 □３７．その他(理由：　　) □３８．その他(理由：　　) □３９．その他(理由：　　)	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□(　　) □(　　) □(　　)
	記述評価 【レ印を付したｷｰﾜｰﾄﾞ項目について評価内容を詳細に記述】	評　点：　　点 ※・特に評価すべき創意工夫事例は加点評価とする。 ・加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞの数と重みを関して評点する。 １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上点数を与えても良い。	創意工夫のキーワードの詳細】				

※１．創意工夫においては「４．技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．ｷｰﾜｰﾄﾞの評価（選定）及び詳細評価は、担当課長及び主任監督職員、監督職員との合議をもって記述する。
※５．「４．技術力」との二重評価はしない。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１６（創意工夫）　　（監 督 職 員：建築工事用）

考査項目	細　別	創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施 工 性	品　質	安 全 性	作業環境	その他（項目記載）
５創意工夫 【軽微なもの】 （建築工事用） ※解体工事を含む。	１創　意　工　夫 キーワード評価	■　準備・後片付け関係 □　１．測量・位置出しにおける工夫 □　２．現場調査方法の工夫 □　３．その他(理由：　　)	□ □ □	□ □ □	□	□	□(　　) □(　　) □(　　)
		■　施工関係 □　４．施工に伴う器具・工具・装置類又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □　５．工事加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み □　６．土工、地業工事、鉄骨の建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □　７．部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法等の工夫 □　８．電気工事等の配線・配管等での工夫 □　９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □１０．照明・視界確保等の工夫 □１１．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □１２．運搬車両・施工機械等の工夫 □１３．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □１４．施工管理及び品質向上等の工夫 □１５．プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 □１６．改修工事における仮設施工の工夫 □１７．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　)
		■　品質関係 □１８．集計ソフト等の活用と工夫 □１９．躯体工事の品質管理の工夫 □２０．材料の検査・試験に関する工夫 □２１．施工の検査・試験に関する工夫 □２２．品質記録方法の工夫 □２３．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □	□	□	□(　　)
		■　安全衛生関係 □２４．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等） □２５．安全教育、技術向上講習会、教育・ミーテング、安全パトロール等に関する工夫 □２６．現場事務所、労務者休憩所等の住居空間及び設備等の工夫 □２７．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □２８．施設等の使用者及び地域住民への事故防止策等、安全・交通確保のための工夫 □２９．苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 □３０．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、地球環境への工夫 □３１．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　)
		■　施工管理関係 □３２．出来形管理等に関する工夫 □３３．施工計画書及び写真記録等に関する工夫 □３４．出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 □３５．ＣＡＤ、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用 □３６．その他(理由：　　)	□ □ □ □	□ □ □ □	□	□	□(　　)
		■　その他 □３７．その他(理由：　　) □３８．その他(理由：　　)	□ □	□ □	□ □	□ □	□(　　) □(　　)
	記述評価 【レ印を付したｷｰﾜｰﾄﾞ項目について評価内容を詳細に記述】	評　点：　　点 ※・特に評価すべき創意工夫事例は加点評価とする。 ・加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞの数と重みを関して評点する。 １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上点数を与えても良い。	創意工夫のキーワードの詳細】				

※１．創意工夫においては「４．技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．ｷｰﾜｰﾄﾞの評価（選定）及び詳細評価は、担当課長及び主任監督職員、監督職員との合議をもって記述する。
※５．「４．技術力」との二重評価はしない。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙１－１７（創意工夫）　　（監督職員：機械・電気工事用）

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
５創意工夫 【軽微なもの】 （機械・電気工事用）	Ｉ創意工夫 キーワード評価	■ 準備・後片付け関係 □ １．測量・位置出しにおける工夫 □ ２．現地調査方法の工夫 □ ３．その他(理由：　　)	□ □ □	□ □ □	□	□	□(　　) □(　　) □(　　)
		■ 設計・施工関係 □ ４．機械・機具類の選定に関する工夫 □ ５．機器類の設計に関する工夫 □ ６．システムの設計に関する工夫 □ ７．機器・機具類の配置・納まりに関する工夫 □ ８．配管・ダクト等の配置・納まりに関する工夫 □ ９．施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫 □１０．電気工事の配線・配管等の工夫 □１１．土工・仮設等の計画及び施工の工夫 □１２．設備の安全性の向上に関する工夫 □１３．配管・ポンプ類の凍結防止策及びつなぎ等の工夫 □１４．産業廃棄物・副産物の減少やリサイクルに対する積極的な工夫（工場加工製品の理活用の提案や推進等） □１５．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　) □(　　)
		■ 施工管理関係 □１６．施工計画書及び写真記録等に関する工夫 □１５．中間段階における検査・施工状態の確認における工夫 □１６．各種検査に対する工夫 □１７．竣工図書類の工夫（計測データ・集計・取扱説明書管理図書の工夫など） □１８．ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用 □１９．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	□ □ □ □ □
		■ 品質管理・性能確認関係 □２０．機器類・材料等に対する品質確保のための工夫 □２１．試運転調整及び試運転にあたっての工夫 □２２．システムとしての性能を確保するための工夫 □２３．使用資機材等の検査・試験移管する工夫 □２４．施工の検査・試験に関する工夫 □２５．品質記録管理の工夫 □２６．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □
		■ 安全衛生関係 □２７．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等） □２８．安全教育、技術向上講習会、教育・ミーテング、安全パトロール等に関する工夫 □２９．現場事務所、作業者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫 □３０．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □３１．施設等の使用者及び地域住民への事故防止等、安全・交通確保のための工夫 □２９．苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 □３０．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □３１．その他(理由：　　)	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □
		■ その他 □３２．その他(理由：　　) □３３．その他(理由：　　)	□ □	□ □	□ □	□ □	□ □
	記述評価 【レ印を付したｷｰﾜｰﾄﾞ項目について評価内容を詳細に記述】	評　点：　　点 ※・特に評価すべき創意工夫事例は加点評価とする。 ・加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞの数と重みを関して評点する。 １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上点数を与えても良い。	創意工夫のキーワードの詳細】				

※１．創意工夫においては「４．技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．ｷｰﾜｰﾄﾞの評価（選定）及び詳細評価は、担当課長及び主任監督職員、監督職員との合議をもって記述する。
※５．「４．技術力」との二重評価はしない。